

# 所得に関する証明書(見本)

## ① 給与所得の源泉徴収票

### 平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所											氏名		(受給者番号)				
														(フリガナ)				
														(役職名)				
種別		支払金額		給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額		源泉徴収税額								
		内 千 円		千 円				千 円		内 千 円		千 円						
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		扶養親族の数(配偶者を除く)				障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額		
有 無 従有 従無		千 円		特 定 老 人		其 他 特 別 其 他		内 人 内 人		千 円		千 円		千 円		千 円		
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額										円 国民年金保険料等の金額		円		配偶者の合計所得		千 円		
														個人年金保険料の金額		千 円		
														旧長期損害保険料の金額		千 円		
未成年者	乙欄	本人が障害者		寡 婦		寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職			受給者生年月日				
		特 別 其 他		一 般 特 別							就 職 退 職 年 月 日			明 大 昭 平 年 月 日				
支払者		住所(居所)又は所在地												氏名又は名称		(電話)		
整理欄		①				②												

315-1

# ②確定申告書(AまたはBを提出)

## 確定申告書A(第一表)



## 確定申告書A(第二表)

FA0019

平成 年 月 日 平成 年分の確定申告書A

住所 (又は居所) 氏名 性別 生年月日 電話番号

収入金額等 (単位は円)

給	与	①	課税される所得金額 (5-6)	000
雑	公的年金等	②	上の①に対する税額	
配	その他	③	税	
給	一時	④	配当控除	
給	一時	⑤	雑所得控除	
給	一時	⑥	所得金額	
給	一時	⑦	社会保険料控除	
給	一時	⑧	小規模企業共済等掛金控除	
給	一時	⑨	生命保険料控除	
給	一時	⑩	地震保険料控除	
給	一時	⑪	寡婦・寡夫控除	0000
給	一時	⑫	勤労学生・障害者控除	0000
給	一時	⑬	配偶者(特別)控除	0000
給	一時	⑭	扶養控除	0000
給	一時	⑮	基礎控除	0000
給	一時	⑯	⑮から⑳までの計	
給	一時	㉑	雑損控除	
給	一時	㉒	医療費控除	
給	一時	㉓	寄附金控除	
給	一時	㉔	合計	

税 金 算 出

所得の源泉徴収税額 (5 × 2.1%) 00

延納届出額 000

区 A B C D E F G H I J K L

FA0063

平成 年分の確定申告書A

住所 氏名

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料	支払保険料	控除の種類	支払控除
社会保険料	控除	控除の種類	支払控除
合計		合計	

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

住民税に関する事項

扶養親族の氏名・続柄	生年月日	別居の場合の住所

損害の賠償

損害の種類	損害の金額	賠償を受けた責の種類の等

支払医療費

支払医療費	保険金などで補填される金額

寄附金の所在地・名称

寄附金の所在地・名称	寄附金の種類

特例適用条文等





# ④年金通知書等

## 年金額改定通知書

**お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！**

**0570-05-1165**

050から始まる電話でおかけになる場合は  
**03-6700-1165**

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月 曜 日	午前8：30～午後7：00
火～金曜日	午前8：30～午後5：15
第2土曜日	午前9：30～午後4：00

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い・間違いになっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日から休日明けや、お昼休みの休日に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

郵便はがき

料金後納  
郵便

親展

**便利な『ねんきんネット』を使ってみませんか？**

- 年金の支払いに関する通知書を画面上で確認できます！
- 電子様の年金改定通知書や請求徴収票などを確認できます。
- 通知書をダウンロードして、印刷することも可能です。
- ウェブアプリに合わせた年金額の閲覧ができます！
- 「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は、いくらになるの？」など条件を変えて試算し、わかりやすくグラフで比較できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！
- 「持ち主不明に懸念あり」で、お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明記録の中に一致する記録があるかどうか調べることができます。

ご利用登録の方法は「ねんきんネット」で検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構  1405 1018 049

**大切なお知らせ**

**年金額改定通知書**

発出人 **日本年金機構**  
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

**「ご案内は内側にあります。」**

矢印の方向へゆっくりとぐり回し開いてください。  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

**国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書**

＜この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください＞

◎年金の種類 年金

基礎年金番号		年金コード	
国民年金	基本額	円	
	支給停止額	円	
厚生年金保険	基本額	円	
	支給停止額	円	
<b>合計年金額(年額)</b>		<b>円</b>	

平成26年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたのでお知らせします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣印

＜この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。＞

**平成26年4月分からの年金額の改定について**

○年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としております。(物価スライド)

○現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも1.5%高い水準(特例水準)となっております。平成24年の法律改正で、段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

○このため、平成26年4月分としてお支払いする年金額からは、3月までの額に比べ、**マイナス0.7%の改定が行われた額となっております。**(特例水準の解消のため行うマイナス1.0%と、物価の上昇等を踏まえた平成26年度の改定プラス0.3%を合わせたもの)

○厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から0.7%引き下げる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は引き下げ分の調整が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も合わせて差し引かれています。

**【決定に不服のある方へ】**

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った月の翌月から起算して10日以内に支店または口座で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が交付された月の翌日から起算して40日以内に社会保険審査会(厚生労働省)に審査請求できます。

なお、この決定の取消の請求は、行政不服審査法の規定を踏まえ、決定できず、審査請求があった日から3か月を経過しても異議がないときや、決定の取消による差支い損害を避けるため取消が必要となるとき、その取消が合理的であるときは、無効を争うことも可能です。この訴えは、無効の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は広務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁判の日から1年を経過するときは提起できません。

※年金改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。  
詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

# ④年金通知書等

## 年金額改定通知書・年金振込通知書



親展

### ① 国民年金 厚生年金保険 年金額改定通知書

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください〉

年金の種類 年金

基礎年金番号  年金コード

受給権者氏名

(基礎年金) 国民年金	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
合計年金額(年額)		円

平成26年4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。  
改定した年金額は、平成26年8月(4、5月分)からお支払いします。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

〈改定内容に関しては、裏面をお読みください〉

### ② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。  
なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの  
各偶数月に行われます。(裏面の支払予定日をご参照ください)

年金の種類 年金

基礎年金番号  年金コード

受給権者氏名

振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」<sup>※</sup>等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所徴税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

平成26年6月4日

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 印

### 大切なお知らせ

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内割にあります。」

矢印の方向へゆっくりに開いてください。  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)



## ⑥児童扶養手当受給者証

### 児童扶養手当証書

有効期限

平成 年 月 日

証書番号 \_\_\_\_\_

受給者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

手当月額 \_\_\_\_\_

円

支給対象児童数 \_\_\_\_\_ 人

支給開始年月 平成 年 月

支払金融機関 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日